

部門	氏名	受賞	年度	備考	最終出品年度
絵画	中尾 範子	議長賞	H19	H17承認	R5
		市長賞	H21		
		教育委員会賞	H22		
		議長賞	H26		
	上村 信恵	議長賞	H25	R1承認	R5
		市長賞	H27		
		議長賞	H29		
		市展「いが」賞	H30		
	西 良三	市長賞	H25	R2承認	R5
		教育委員会賞	H26		
		教育委員会賞	H30		
		市展「いが」賞	R2		
彫塑 工芸	亀山 寛	議長賞	H26	R1承認	R4
		市長賞	H27		
		教育委員会賞	H29		
		市展「いが」賞	H30		
	中村 靖詔	市長賞	H17	H22承認	H29
		市長賞	H18		
		市長賞	H19		
		市長賞	H21		
	前川 和義	教育委員会賞	H17	H25承認	H24
		議長賞	H18		
		教育委員会賞	H20		
		市長賞	H24		
	辻中 静夫	議長賞	H21	H29承認	R4
		議長賞	H24		
		市長賞	H26		
		市長賞	H28		

部門	氏名	受賞	年度	備考	最終出品年度
写真	城島 正子	市長賞	H17	H23承認	R5
		議長賞	H19		
		市長賞	H21		
		市長賞	H22		
	福田 善一	議長賞	H21	H25承認	R3
		教育委員会賞	H22		
		市長賞	H23		
		教育委員会賞	H24		
	松岡 雅士	市長賞	H20	H26承認	H26
		教育委員会賞	H23		
		市長賞	H24		
		議長賞	H25		
書	牧戸 勲	市長賞	H27	R2承認	R5
		市展「いが」賞	H28		
		市展「いが」賞	H29		
		議長賞	R1		
	縄手 稔	教育委員会賞	H25	R3承認	R5
		市展「いが」賞	H30		
		市展「いが」賞	R1		
		議長賞	R2		
	稲森 秀苑	市長賞	H17	H24承認	R5
		議長賞	H20		
		市長賞	H21		
		教育委員会賞	H22		
	菅生 游里	議長賞	H23	H25承認	R5
		市長賞	H18		
		市長賞	H19		
		議長賞	H21		
	村手 紫映	議長賞	H24	H24承認	R3
		教育委員会賞	H17		
		教育委員会賞	H19		
		市長賞	H20		
	河口 波光	教育委員会賞	H21	H28承認	R5
		教育委員会賞	H24		
		市長賞	H25		
		市長賞	H26		
	岡島 景宇	教育委員会賞	H27	H30承認	R4
		教育委員会賞	H25		
		市長賞	H27		
		市展「いが」賞	H28		
	北村 玲子	議長賞	H29	H28承認	R5
		議長賞	H26		
		議長賞	H27		
		議長賞	H23		
	稲田 えつ子	議長賞	R1		R5
		議長賞	R3		
		議長賞	R4		
		市展「いが」賞	R5		

伊賀市民美術展覧会に関する内規〔抜粋〕

(無鑑査の導入)
第2条 第6回伊賀市民美術展覧会から無鑑査制を導入する。
(無鑑査の基準)
第3条 無鑑査の対象となる者の基準は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
2 第1回伊賀市民美術展覧会から、同一部門において、市長賞を1回以上受賞した者で、市長賞、議長賞、教育委員会賞の3賞を4回以上受賞した者のうち、伊賀市民美術展覧会運営委員会において承認を受けた者とする。ただし、この内規の制定以前の、第1回から第3回までの彫塑部門及び工芸部門における3賞受賞者は、第4回以降の彫塑工芸部門における3賞受賞者と同様とみなす。
3 その他運営委員会が特に必要と認めた者。
(無鑑査の対象期間)
第4条 無鑑査となる者は、3年連続して出品しないときは、その資格を失う。ただし、運営委員会が出品できない特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。また、無鑑査となる者は3年が経過した後も一般としての応募はできないものとする。